

# 新潟市精神科病院入院患者病状実地審査実施要綱

## 第1章 趣 旨

(目的)

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の6の規定に基づき、措置入院者、医療保護入院者等を実地に審査することにより病状を的確に把握し、措置入院制度、医療保護入院制度の適正な運用を図ることを目的とする。

## 第2章 病状実地審査

(実施時期及び実施回数)

第2条 原則として1施設につき年1回行うこととするが、新規措置入院患者に対しては、措置後3ヶ月を目途に実地審査を行う。

(実施方法)

第3条 実地審査は、市長が精神保健指定医を病院に派遣して行うものとし、原則として新潟市精神科病院実地指導と同時に行う。

- 2 実地審査は、審査票（別記様式第1号及び第2号）により実施する。
- 3 審査の予告は、原則として審査予定日の3週間前を目途に通知（別記様式3号から第5号）するものとする。
- 4 審査対象者は、1病院につき措置入院者と医療保護入院者をあわせて12名程度とし、措置入院患者は全員審査する。なお、医療保護入院者から審査対象者を選ぶときは、少なくとも前年の審査対象者と同じ人は避け、病名や担当医師についても、偏ることのないよう努める。
- 5 精神保健指定医は、診療録、看護記録の他、担当医師、ケースワーカー等から病状を聴取する。また、措置入院者については、原則として各患者に対して診察を行い、医療保護入院者については、必要に応じて患者の診察を行う。

(結果の報告)

第4条 精神保健指定医は、診察の結果を審査票に記入し、市長に報告するものとする。

(措置入院)

第5条 市長は前条の報告に基づき、措置入院者の措置症状が消退したと認めた時は、法第29条の4の規定に基づき措置入院を解除する。この場合、あらかじめ当該精神科病院管理者の意見を聞くものとする。

- 2 市長は前項の規定により措置解除を行ったときは、当該精神科病院及び当該措置入院患者の家族等のうちいずれかの者にそれぞれ通知するものとする。

(医療保護入院者)

第6条 市長は第4条の報告に基づき、当該医療保護入院患者に医療保護入院の継続が不要と認めた時は、当該精神科病院管理者に対し、指導を行うものとする。

2 前項の規定により指導を行ったときは、当該精神科病院管理者からその措置結果の報告を求めるものとする。

### 第3章 措置後3カ月病状実地審査

(実施時期及び実施回数)

第7条 措置入院者が、入院後概ね3カ月を経過した時から4カ月を経過するまでの間に実施するよう努める。

なお、第2条による実地審査において措置入院者を審査した場合、その措置入院者の入院期間が概ね2カ月から3カ月までの間に実施したものについては、第7条による実地審査を行ったものとする。

(実施方法)

第8条 措置入院者が、措置後3カ月を迎える概ね1週間前までに症状消退届の提出がない措置入院者については、措置入院している病院に通知(別記様式第6号)し、病状の確認を行う。

2 前項による確認の結果、その時点から概ね2週間ほどで措置症状が消退する見込みがない措置入院者について、病状実地審査を行うこととする。

3 措置後3カ月病状実地審査は、市長が精神保健指定医を病院に派遣し行うものとする。

4 措置後3カ月病状実地審査は、事前に通知(別記様式第7号、別記様式第8号)し、審査票(別記様式第9号)により実施する。

5 精神保健指定医は、診療録、看護記録の他、担当医師、ケースワーカー等から病状を聴取し、措置入院者に対して診察を行う。

(結果の報告)

第9条 精神保健指定医は、診察の結果を調査票に記入し、市長に報告するものとする。

(退院手続き)

第10条 市長は前条の報告に基づき、措置入院者の措置症状が消退したと認めた時は、法第29条の4の規定に基づき措置入院を解除する。この場合、あらかじめ当該精神科病院科管理者の意見を聞くものとする。

2 市長は前項の規定により措置解除を行ったときは、当該精神科病院及び当該措置入院患者等のうちいずれかの者にそれぞれ通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。




4 指示を要する事項

--

上記のとおり審査結果を報告します。

年 月 日  
精神保健指定医

新 潟 市 長 様

---




4 指示を要する事項

--

上記のとおり審査結果を報告します。

年 月 日  
精神保健指定医

新潟市長様

\_\_\_\_\_



別記様式第4号

文書番号  
年 月 日

精神保健指定医様

新潟市長

精神保健福祉法に基づく措置入院者及び医療保護入院者  
病状実地審査について（通知）

標記について、精神保健福祉法第38条の6の規定により、別紙のとおり審査くださ  
るようお願いします。

別記様式第5号

文書番号

年 月 日

精神保健指定医

様

新潟市長

精神保健福祉法第38条の6の規定により、次のとおり立入検査（必要な場合における関係者への質問を含む。）を命じます。

記

1 立入検査病院

所在地

名称

管理者氏名

2 立入検査日時

年 月 日（ ） 時から

別記様式第6号

文 書 番 号  
年 月 日

病 院 管 理 者 様

新潟市長

措置入院者の病状の確認について（通知）

下記の措置入院患者について、措置入院後3ヶ月を迎えますので、現在の病状を別紙により報告願います。

記

- 1 措置入院患者氏名（生年月日）
  
- 2 措置入院年月日                      年    月    日
  
- 3 報 告 期 限                              年    月    日

別紙

措置入院後3ヶ月の経過を迎える入院患者の病状報告書

病院名：

1 措置入院患者氏名（生年月日）

（           年    月    日生）

2 措置入院年月日

          年    月    日

3 現在の状態（○をつけてください。）

（1）概ね2週間以内に措置症状が消退する見込みである。

（2）概ね2週間以内には措置症状が消退する見込みはない。

文 書 番 号  
年 月 日

病 院 管 理 者 様

新潟市長

精神保健福祉法に基づく措置入院者の病状実地審査  
(入院後3ヵ月)について(通知)

標記について、精神保健福祉法第38条の6の規定により下記のとおり実施します。  
なお、審査の効率かつ適正を図るため、措置入院者の病状審査を行う精神保健指定医を派遣することとします。

記

- 1 実施日時 年 月 日 ( ) 時から
- 2 審査を行う者 精神保健指定医 氏名
- 3 随行者 職名・氏名
- 4 審査対象者 措置入院者 氏名

別記様式第8号

文 書 番 号  
年 月 日

精神保健指定医  
様

新潟市長

精神保健福祉法に基づく措置入院者病状実地審査  
(入院後3ヵ月)について(通知)

標記について、精神保健福祉法第38条の6の規定により、別紙のとおり審査くださ  
るようお願いいたします。

年度措置入院者病状実地審査票(入院後3ヵ月)

1 審査病院名 \_\_\_\_\_

2 審査日現在の措置入院者数 \_\_\_\_\_ 人

3 審査結果

措置入院者名 生年月日 病名 措置入院年月日	措置入院 必要の有無	病状等

4 指示を要する事項

上記のとおり審査結果を報告します。

年 月 日  
精神保健指定医

新潟市長 様